

2026年（令和8年）8月28日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2026年（令和8年）4月20日付けで諮問された、
「① 2025年〇〇月〇〇日 虐待通報に対し、即時実施されたコアメンバーによる会議の議事録及び会議資料② 2025年〇〇月〇〇日 担当職員（〇〇様）が当該事業所への電話対応に関する行政記録（担当職員の発言内容と行政側が作成された記録内容がわかるもの）③ 2025年〇〇月〇〇日 当該事業所を利用する児童の保護者の問い合わせについての行政記録（担当職員の発言内容と行政側が作成された記録内容がわかるもの）」
の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

「① 2025年〇〇月〇〇日 虐待通報に対し、即時実施されたコアメンバーによる会議の議事録及び会議資料② 2025年〇〇月〇〇日 担当職員（〇〇様）が当該事業所への電話対応に関する行政記録（担当職員の発言内容と行政側が作成された記録内容がわかるもの）③ 2025年〇〇月〇〇日 当該事業所を利用する児童の保護者の問い合わせについての行政記録（担当職員の発言内容と行政側が作成された記録内容がわかるもの）」
の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2025年（令和7年）12月26日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

2 事実

- （1） 審査請求人は、2025年11月17日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、

「① 2025年〇〇月〇〇日 虐待通報に対し、即時実施されたコアメンバー

による会議の議事録及び会議資料② 2025年〇〇月〇〇日 担当職員（〇〇様）が当該事業所への電話対応に関する行政記録（担当職員の発言内容と行政側が作成された記録内容がわかるもの）③ 2025年〇〇月〇〇日 当該事業所を利用する児童の保護者の問い合わせについての行政記録（担当職員の発言内容と行政側が作成された記録内容がわかるもの）」

の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- （２） 実施機関は、審査請求人に対し同年12月26日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈拒否する理由〉

当該行政文書の存否を答えること自体が個人のプライバシー侵害ならびに法人の利益侵害となり、第6条1号、第6条2号による非公開情報を公開することとなるので、存否を答えることはできないが、仮に行政文書が存在するとしても、第6条1号、第6条2号に該当し非公開になる行政文書です。

- （３） 審査請求人は、2026年（令和8年）1月5日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- （４） 実施機関は、同年4月20日付けで、審査会に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （１） 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、存否応答拒否を適用する必要性について再検討し、一部承諾又は要約による提供を求めるものである。

- （２） 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 存否応答拒否は行政文書の存在を明らかにすること自体が著しい権利侵害を生じさせる場合に限定的に用いられるべき制度である。本請求は、行政機関内部における事実経過及び意思決定過程の確認を目的としたものであり、通報者の特定や捜査情報の把握を目的とするものではない。この点において、存否応答拒否を適用する必要性について再度の検討が望まれる。

イ 仮に行政文書に非公開情報が含まれている場合であっても、個人情報の墨消しや要約による提供など、より制限的でない開示方法が考えられる。しか

し、本件決定では、これらの代替的手法についての検討過程が明らかにされていない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が作成した弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

当該行政文書の存否を答えること自体が個人のプライバシー侵害ならびに法人の利益侵害となり、第6条1号、第6条2号による非公開情報を公開することとなるので、存否を答えることはできないが、仮に行政文書が存在するとしても、第6条1号、第6条2号に該当し非公開になる行政文書です。

(2) 審査請求の理由に対する弁明

ア 本件公開請求は、障がい者虐待にかかる通報又は心配情報の有無、並びにそれを受けた市の対応状況に関する行政文書を対象とするものである。

障がい者虐待に関する通報や心配情報は、その有無や内容自体が、関係者の名誉や事業運営に重大な影響を及ぼすとともに、今後の通報や協力を著しく阻害する恐れがある。

仮に行政文書が存在するとしても第6条第1号及び第2号に該当するものである。

イ 存否を明らかにできない理由について

障がい者虐待防止に関する業務は、通報者の保護及び事実確認の中立性・慎重性が極めて重要であり、存否を含めた情報の開示は プライバシーの侵害、法人の利益を侵害する恐れがある。

このため、文書の存否を含めて非公開とする必要があり、存否応答拒否の決定を行ったものである。

ウ 部分公開又は要約公開ができない理由について

請求者は部分公開又は要約公開を求めているが、本件においては行政文書の存否自体が非公開情報に該当するため、部分公開を行うことはできない。

部分公開制度は、公開可能な情報が存在することを前提とするものであり、本件のように、文書の存否自体が条例上非公開とされる場合には適用されるものではない。

また、要約による情報提供であっても、結果として行政文書の存否や市の対応の有無を推知させることとなり、条例の趣旨に反する。

仮に文書が存在した場合には、当事者からの提供依頼に基づき、当該当事者に係る部分の情報を要約し提供できる可能性はあるが、行政文書公開請求

においては、存在する行政文書を加工することなく公開する制度であり、行政文書公開請求に基づき要約した情報を提供することはできない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、

「① 2025年〇〇月〇〇日 虐待通報に対し、即時実施されたコアメンバーによる会議の議事録及び会議資料② 2025年〇〇月〇〇日 担当職員（〇〇様）が当該事業所への電話対応に関する行政記録（担当職員の発言内容と行政側が作成された記録内容がわかるもの）③ 2025年〇〇月〇〇日 当該事業所を利用する児童の保護者の問い合わせについての行政記録（担当職員の発言内容と行政側が作成された記録内容がわかるもの）」

に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2 事実（2）に記載の理由から、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

存否応答拒否を適用する必要性について再検討し、一部承諾又は要約による提供を求めるものである。

(4) 本処分理由の条例第9条の該当性について

ア 条例第9条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定する。実施機関は、本件において、「障がい者虐待防止に関する業務は、通報者の保護及び事実確認の中立性・慎重性が極めて重要であり、存否を含めた情報の開示はプライバシーの侵害、法人の利益を侵害する恐れがある。」と主張している。

イ 当審査会が本件請求において特定した文書を公開した場合の影響について検討するに、本件は個別具体的な虐待通報に係る内容であって、一般的に虐待通報の存否が明らかになった場合には、当該虐待通報に係る当事者にとって、一定の不利益が生じうると考えられる。

ウ また、実施機関において、障がい者に係る虐待通報を対応していくにあた

り、虐待通報の秘匿性が保障されなければ、通報制度が形骸化する恐れがあり、通報を受けた後は案件ごとに機微な対応が求められるなかで、行政文書公開請求によって、個別具体的な虐待通報に係る内容が公開されるようになれば、実施機関が行う適正な事務に支障が生じうるとも考えられる。

エ 審査請求人は個人情報の墨消しによる一部承諾や要約による提供を求めているが、本件は存否を答えることができないことから、代替的手法を検討する余地はないものである。

以上のことに照らせば、実施機関の処分については、必ずしも不合理な点はないものと認められる。

オ したがって、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2025. 11. 17	行政文書公開請求受付
12. 1	行政文書公開諾否決定期間延長通知書
12. 26	行政文書公開拒否決定処分
2026. 1. 7	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
2. 10	実施機関から審査庁へ弁明書の提出
4. 20	審査庁から審査会へ諮問書の提出
7. 9	審議
8. 24	審議
8. 28	答申

第 2 1 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2026 年 2 月 1 日～2028 年 1 月 31 日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 河合 秀樹	弁護士
田中 美和	玉川大学経営学部国際経営学科准教授
中 中 慶子	弁護士
飛弾野 理	弁護士

◎会長 ○職務代理者